

OHIM, 審判継続中の案件に対する和解のための仲裁手続を開始へ

2011年10月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、10月3日付けの官報において、紛争の和解的解決に関する審判部評議会 (The Presidium of the Boards of Appeal) の2011年4月14日の決定 (No 2011-1) を公表した。同決定は官報における公表の20日後に発効し、その後はOHIM 審判部で審理継続中に両当事者の同意により審理を中断して仲裁手続を利用することが可能となる。

また、審判部評議会が和解的解決のための仲裁手続を導入する決定をしたことに伴い、8月11日には、仲裁に関連する手続費用に関するOHIM 長官による決定が行われている。この決定によれば、アリカンテのOHIM 本部における仲裁の手続費用は無料、ブラッセルのOHIM 事務所における仲裁の手続費用は750ユーロとされており、少ない費用負担で友好的かつ効率的に当事者間での紛争を解決する手段として期待される。

審判部評議会による決定の概要は次のとおり。

【手続の開始 (第1条)】

- ・異議課, 取消課, または, 無効課の決定に対して審判請求し, かつ, 対応する理由陳述書が提出された後のいかなるときも, 両当事者の共同の申立によって仲裁手続の申請を提出することができる。
- ・共同体商標規則第7条, および, 共同体意匠規則第3条と第9条の意味における絶対的拒絶理由の場合には, 仲裁手続の申請は利用できない。
- ・仲裁の開始に先立ち, 両当事者は, 友好的解決および守秘義務を規定するための承諾を確実にする条項を含む仲裁に関する合意に署名しなければならない。

【中断 (第2条)】

- ・審判と仲裁は別々の手続であり, 両当事者が仲裁手続を請求したときは, 審判部は和解的解決の結果を待つ間, 審判手続を中断しなければならない。
- ・仲裁が不調に終わったときは, 審判手続が再開されなければならない。

【仲裁者 (第3条)】

- ・両当事者は, 庁から提示されるリストの中から自由に仲裁者を選択することが要請される。
- ・審査官, および, 異議課, 取消課, 無効課, 審判部の構成員は, 当該案件に個人的利益

を有する場合、当事者の一方に以前に所属していた場合、または、審判請求を受けた決定に関与していた場合には、仲裁者に指定されることができない。

・仲裁者は、当該案件のその後の手続に関与してはならない。

【両当事者の合意（第4条）】

・両当事者が紛争を解決する和解的解決に達したときは、両当事者によって署名される和解合意において、その合意の条件が規定されなくてはならない。

【守秘義務（第5条）】

・仲裁の枠組において行われた議論および交渉は、その仲裁に参加した全ての者に機密とされなければならない。

・審判部は、仲裁の枠組において表明された意見、策定された提言、提示された提案、行われた譲歩、取得された情報、提供された文書を、仲裁者から知らされてはならない。

【法的責任（第6条）】

・仲裁者は、仲裁の結果、および、両当事者が達した和解的解決の遵守または合意の法的合理性と法的強制力について、いかなる当事者に対しても責任を負わない。

【発効（第8条）】

・本決定は、官報における公表の20日後に発効する。

なお、上記の概要は参照用のために内容を抜粋して日本語に仮訳したものあり、最終的な内容の確認、照会についてはその原文において行われるようお願い致します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いません。

－ OHIM の審判部評議会による和解仲裁手続に関する決定は、以下参照－

[Decision No 2011-1 of the Presidium of the Boards of Appeal of 14 April 2011 on the amicable settlement of disputes \(PDF\)](#)

－ OHIM の長官による和解仲裁手続の料金に関する決定は、以下参照－

[DECISION No EX-11-04 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 1 August 2011 concerning the administration charges related to Mediation \(PDF\)](#)

(以上)